

利用料金表（令和8年6月1日現在）

基本 利用 料	看護 師 ・ P T 等	1 割負担	月の初日	1,978 円	【訪問看護療養費の内訳】（単位：円）					
			2 日目以降	856 円						
			※週 4 日目以降	956 円						
		2 割負担	月の初日	3,956 円	訪問看護基本療養費	月の初日	2 日目以降	週 4 日目以降		
			2 日目以降	1,712 円		5,550	5,550	6,550		
			※週 4 日目以降	1,912 円		7,710	3,010	3,010		
		3 割負担	月の初日	5,934 円		24 時間対応体制加算	6,520	—	—	
			2 日目以降	2,568 円		19,780			8,560	9,560
			※週 4 日目以降	2,868 円						
	◎ 週の4回目以降の場合、基本利用料の増額があります									
◎ その他、利用者の状態や指導実施時に下記の加算が生じます										
料 其 他 の 利 用	① 交通費	33 円/1km	訪問エリア内は一律 ※エリア外は追加料金							
	② 時間延長	2,200 円/30 分	訪問時間が 90 分を超えた場合（長時間加算優先）							
	③ 営業時間外	5,500 円/ 1 回	土・日・祭日・年末年始休日の訪問対応							
	④ エンゼルケア	11,000 円	ご自宅で亡くなられた時のお清めのケア							
	⑤ 保険対象外	10 割相当額	週 3 日以上訪問看護等が生じた場合							

※利用者の状態や指導・援助等により加算されるもの

1) 訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日以降	6,550 円
2) 訪問看護管理療養費	月の初日	7,710 円
	2 日目以降	3,010 円
3) 24 時間対応体制加算	（1 月につき）	6,520 円
4) 訪問看護情報提供療養費	（1 月につき）	1,500 円
5) 緊急時訪問看護加算	（主治医の指示による緊急指定訪問看護）月 14 日目まで	2,650 円
	月 15 日目以降	2,000 円

6) 夜間・早朝訪問看護加算 夜間（18 時～22 時）早朝（6 時～8 時）

同一建物内 1 人以上又は 2 人	同一建物内 3 人以上 9 人以下		同一建物内 10 人以上 19 人以下		同一建物内 20 人以上 49 人以下		同一建物内 50 人以上	
2,100 円	週 15 日目まで	2,100 円	週 15 日目まで	1,800 円	週 15 日目まで	1,200 円	週 15 日目まで	1,000 円
	週 16 日目以降	1,900 円	週 16 日目以降	1,300 円	週 16 日目以降	950 円	週 16 日目以降	800 円

7) 深夜訪問看護加算 深夜（22 時～翌朝 6 時）

同一建物内 1 人以上又は 2 人	同一建物内 3 人以上 9 人以下		同一建物内 10 人以上 19 人以下		同一建物内 20 人以上 49 人以下		同一建物内 50 人以上	
4,200 円	週 15 日目まで	4,200 円	週 15 日目まで	3,900 円	週 15 日目まで	2,100 円	週 15 日目まで	1,800 円
	週 16 日目以降	4,000 円	週 16 日目以降	2,300 円	週 16 日目以降	1,500 円	週 16 日目以降	1,300 円

08-1) 難病等複数回訪問看護加算（1 日に 2 回の場合）

同一建物内 1 人以上又は 2 人	同一建物内 3 人以上 9 人以下		同一建物内 10 人以上 19 人以下		同一建物内 20 人以上 49 人以下		同一建物内 50 人以上	
4,500 円	4,000 円		3,700 円		3,500 円		3,300 円	

8-2) 難病等複数回訪問看護加算 (1日に3回以上の場合)

同一建物内 1人以上又は2人	同一建物内3人以上9人以下		同一建物内10人以上19人以下		同一建物内20人以上49人以下		同一建物内50人以上	
8,000円	週15日目まで	7,200円	週20日目まで	6,300円	週20日目まで	4,800円	週20日目まで	4,100円
	週16日目以降	6,900円	週21日目以降	5,200円	週21日目以降	3,500円	週21日目以降	3,000円

9) 複数名訪問看護加算

	実施者	同時に 訪問する者	算定日数 等	同一建物内1人 以上又は2人	同一建物内 3人以上9人 以下	同一建物内 10人以上19人 以下	同一建物内 20人以上49人 以下	同一建物内 50人以上
イ～二	看護職員	看護師等	週1日	4,500円	4,000円	3,400円	3,000円	2,700円
イ～二	看護職員	准看護師	週1日	3,800円	3,400円	2,800円	2,500円	2,200円
二～ハ	看護職員	その他職員	週3日	3,000円	2,700円	2,100円	1,900円	1,600円
イ～ハ	看護職員	その他職員	1日に1回	3,000円	2,700円	2,100円	1,900円	1,600円
			1日に2回	6,000円	5,400円	3,800円	3,450円	3,300円
			1日に3回	10,000円	9,000円	5,500円	4,800円	4,500円

10) 乳幼児加算

6歳未満の乳幼児に対して訪問した場合	1,400円
別に厚生労働大臣が定める者	1,800円

11-1) ベースアップ評価料 (I) ※令和8年6月～令和9年5月

看護師処遇改善のためベースアップ評価料	1,830円
---------------------	--------

11-2) ベースアップ評価料 (I) ※令和9年6月～

看護師処遇改善のためベースアップ評価料	2,880円
---------------------	--------

12-1) 訪問看護物価対応料 ※令和8年6月～

イ	月の初日の訪問の場合	60円
ロ	月の2日目以降の訪問の場合	20円

12-2) 訪問看護物価対応料 ※令和9年度

イ	月の初日の訪問の場合	120円
ロ	月の2日目以降の訪問の場合	40円

13) 特別地域訪問看護加算

訪問看護ステーションの看護師等が、最も合理的な経路及び方法により当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が30分以上である利用者と、尚且つ訪問時間が計2時間半になる場合、指定訪問看護を行った場合、利用者の居住地域により所定額（訪問看護基本療養費）の100分の50に相当する額を加算する。

14) 訪問看護医療 DX 情報活用加算

利用者様同意の上オンライン資格確認等システムから得られる利用者の診療情報、薬剤情報や特定健診等情報を取得・活用し、訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行うことで加算されるものです

※在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている者、特別管理加算算定者、特別訪問看護指示書による訪問看護利用者が週1回算定

※サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用はご利用者様の別途負担となります。

【医療保険適応外の利用料】

1. 交通費：(当ステーションから 1km あたり 33 円)＝訪問の回数ごとに発生
2. 週 3 日以上訪問看護を保険でご利用できる方は別表 7・別表 8 に該当する方や、医師から特別訪問看護指示書を発行された方です。それ以外の方が週 3 日以上訪問看護をご利用する場合は訪問看護利用料が 10 割負担となります。
3. 時間延長：(2,200 円/30 分)＝訪問時間が 2 時間を超えた場合に発生
※1 回の訪問時間は 30 分～1 時間半が標準
4. 営業時間外 5,500 円/1 日 ＝ 休日（日曜・年末年始）の訪問
4. 緊急時訪問看護加算に同意していない方の緊急訪問看護を行った場合の訪問看護料金は 10 割相当の法定利用料額とさせていただきます。
5. 死亡時の看護（エンゼルケア） 死亡時のご遺体のお世話等 11,000 円
6. その他の費用 おむつ等を使用した場合、実費相当額をいただきます。
※ 訪問看護は医師の指示に基づいて実施されるものであり、1 ヶ月～6 ヶ月の有効期限とし『訪問看護指示書』が発行されます。その際、主治医の医療機関において利用者一部負担金が発生いたしますことをご了承ください。

※特別管理加算の対象の方

- 1) 重症度の高いもの：在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレを使用している状態にある者、留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2) それ以外のもの：在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養指導管理・在宅経管栄養指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅自己疼痛患者指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・ドレーンチューブを使用している状態、人工肛門・人工膀胱設置している状態の利用者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定者・重度の褥瘡（真皮を超える褥瘡の状態）

※身障手帳をお持ちの方、特定疾病の認定の方、負担金や負担金の上限額に違いがありますのでご確認ください。

※確定申告時、医療費控除の対象になりますので、領収書は大切に保管してください。

※訪問看護指示書料について訪問看護実施する場合は、主治医が発行する『訪問看護指示書』『特別訪問看護指示書』が必要です。指示書発行があった場合は主治医の医療機関よりその自己負担分が請求されることをご了承ください。